

## 令和 3 年 第 5 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 5 月 7 日 (金) 午前 9 時 00 分～10 時 00 分
  2. 開催場所 白石町役場3階大会議室
  3. 出席委員 (36 人)

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員
17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員
20 番 有田勝也 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員
  4. 欠席委員 (1 人)
    - 14 番 香月幸雄 委員
  5. 議事日程
    - 第 1 議事録署名委員の指名
    - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
    - (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
    - (4) 専決事項の報告及び承認について
    - (5) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (5 号) の承認決定について
    - (6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
    - (7) 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について
    - (8) 農業委員会促進事務等活動計画 (案) の承認について
- 報告事項
- (1) 合意解約の報告
- 業務連絡事項
- (1) 第 6 回農業委員会総会の日時及び場所
  - (2) その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	西村博幸

農地農政係長  
農地農政係

永石智子  
香月麻里

7. その他出席職員  
なし

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年5月第5回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、14番香月幸雄委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、19番森邦之委員、20番有田勝也委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第74号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第74号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第74号。権利の種類は所有権移転、売買でございます。

申請農地は、白石町大字馬洗字馬洗〇〇番、同じく〇〇番、畑210㎡です。

譲渡人は、千葉県船橋市三山〇丁目〇番〇号、〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字馬洗〇〇番地（法蔵寺）〇〇氏です。

許可後の耕作面積は、田3,592㎡、畑210㎡、計3,802㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望であり、譲受人は白石町認定新規就農者でございます。

10a 当たり対価は〇〇円です。

議案の位置図は、1ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として4月27日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は認定新規就農者で現在、イチゴ栽培を行われており約 3,500 m<sup>2</sup>の規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

22 番 ○番の〇〇です。

白石町の認定新規就農者は、新規就農をされてから、実際に、計画して生産をあげておられる方の比率とか、今までの新規就農者で受け入れて、何人ぐらい残っておられますか。なかには、辞めた方もいらっしゃいますか。

事務局長 認定新規就農者につきましては、農業振興課のほうで認定をされています。白石農業塾とか、トレーニングファームに来られる方も含めまして、あと地元の指定の方等、今まで何人かというところと、どのくらい辞められているのかというところにつきましては、今、データを持ち合わせていませんが、私の経験上、辞められたというのは、ほとんど聞いたことがありません。

○番 わかりました。

議長 ほかにありませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 74 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 74 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 75 号＝

議長 続きまして、議案番号第 75 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 75 号。権利の種類は所有権移転、売買。  
申請農地は、白石町大字湯崎字小島〇〇番、田 1,353 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は、伊万里市立花町〇〇番地、〇〇法律事務所  
(伊万里市) 被相続人、亡 〇〇、相続財産管理人 弁護士〇〇氏です。  
譲受人は、白石町大字辺田〇〇番地(久治) 〇〇氏です。  
耕作面積は、田 17,903 m<sup>2</sup>、畑 413 m<sup>2</sup>、計 18,316 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名です。

申請の事由は、譲受人の要望でございます。

10 a 当たり対価は〇〇円です。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。  
地元農業委員として 4 月 19 日に事務局と現地確認を行いました。  
譲受人は現在、米、麦、大豆、玉葱を中心に、約 169a の規模で営農されています。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 75 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 75 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 76 号 =

議長 続きまして、議案番号第 76 号を事務局に説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 76 号。権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地は、白石町大字堤字嘉瀬川〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、同じく〇〇番、計 16,227 m<sup>2</sup>、畑 105 m<sup>2</sup>、計 16,332 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字堤〇〇番地（嘉瀬川）〇〇氏、こちらは親のほうです。

譲受人は、同じく〇〇番地（嘉瀬川）〇〇氏、こちらは子のほうです。

耕作面積は、田、89,180 m<sup>2</sup>、畑 105 m<sup>2</sup>、計 89,285 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、相続時精算課税制度を適用した親から子に対する贈与です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 76 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 76 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

= 議案番号第 77 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 77 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 77 号。

申請農地は、大字遠江字松〇〇番、田 223 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字遠江〇〇番地（遠江上）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これについては、議事参与の制限がございます。〇番〇〇委員については、退室をお願いします。

(○番○○委員退室)

議長 それでは地元委員の補足説明をお願いします。  
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。  
地元農業委員として4月26日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、育苗箱置場、農業用機械置場の整備を目的とするものであります。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていること  
から、転用はやむを得ないと判断致します。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第77号に賛成の方の挙手を求めま  
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第77号は原案のとおり申請  
を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 ○番○○委員の入室を認めます。

(○番○○委員入室)

---

= 議案番号第78号 =

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたし  
ます。議案番号第78号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第78号。権利の種類は所有権移転（売買）です。  
申請農地は、大字牛屋字一本松○○番、田123㎡、同じく○○番、田433㎡、計

556 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地（新盛）〇〇氏です。

譲受人は、白石町大字牛屋〇〇番地（興亜）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第2種農地。

農地区分の該当事項は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であることとございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものとございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5ページから6ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。  
地元農業委員として4月27日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、駐車場の整備を目的とするものであります。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断致します。  
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第78号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第78号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。



＝議案番号第 79 号＝

議長 続きまして、議案番号第 79 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 79 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。  
申請農地は、大字戸ケ里字五本松〇〇番、田 105 m<sup>2</sup>です。  
譲渡人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地（戸ケ里）〇〇氏です。  
譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地（廻里津）〇〇氏です。  
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。  
農地区分は第 3 種農地。  
農地区分の該当事項は、住宅の用若しくは事業に用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることでございます。  
許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。  
議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。  
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。  
地元農業委員として 4 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、駐車場の整備を目的とするものであります。  
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 79 号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 79 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 80 号＝

議長 続きますて、4.「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 80 号、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 80 号。

申出農地の表示、大字新拓〇〇番、田 2,549 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 2,013 m<sup>2</sup>、計 4,562 m<sup>2</sup>です。

農振農用地区域内でございます。

あっせん申出人は、小城市牛津町勝〇〇番地（小城市）〇〇氏です。

申請理由は遠方のため農地の処分でございます。

あっせん委員が、〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員です。

専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務執行規則第 2 条に規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして承認を求めるものでございます。

議案の位置図は、9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 80 号に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 80 号は承認することに決定をいたします。

---

＝議案番号第 81 号＝

議長 続きますて、5. 議案番号第 81 号「令和 3 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定について」を議題とします。議案番号第 81 号を事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 81 号の令和 3 年白石町農用地利用集積計画（5 号）の承認決定についてご説明いたします。

はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は 9 件となっております。

詳細は 1 ページをご覧ください。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 10 ページに 76 件、11 ページから 18 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 67 件、合わせて 143 件の計画が提出されています。賃借権設定が 137 件

となっています。

そのうち新規が61件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが20件で、再設定は82件でした。

今回の利用権の総面積は776,059.49㎡です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが72件、農業生産法人によるものが4件、農地中間管理機構によるものが67件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は25件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして 152件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。  
まず、所有権移転について審議します。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 81 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 81 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 次に、利用権設定について審議します。  
これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 81 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 81 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝ 議案番号第 82 号 ～ 議案番号第 88 号 ＝

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

まず、農地の売渡し希望、議案番号第 82 号から議案番号第 87 号まで、農地の借受希望、議案番号第 88 号を続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の売渡し希望でございます。議案番号第 82 号。

申出農地は、大字福吉字二本松〇〇番、田 1,818 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 257 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 41 m<sup>2</sup>、計 2,116 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福吉〇〇番地（東深通）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なし及び遠方のため農地の処分でございます。

議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 83 号。

申出農地は、大字大渡字一本柳〇〇番、畑 40 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 1,470 m<sup>2</sup>、計 1,510 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、福岡県太宰府市長浦台〇丁目〇番〇号（福岡県）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のため農地の処分でございます。

議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

議案番号第 84 号。

申出農地は、大字八平 297 番、畑 4,495 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（北区）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のため農地の処分でございます。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 85 号。

申出農地は、大字深浦字鹿島〇〇番、田 4,637 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字深浦〇〇番地（深浦東分）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 86 号。

申出農地は、大字深浦字鹿島〇〇番、田 1561 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字深浦〇〇番地（深浦東分）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第 87 号。

申出農地は、大字深浦字鹿島籠〇〇番、田 1,333 m<sup>2</sup>、大字深浦字一本松〇〇番、田 1,761 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 62 m<sup>2</sup>、大字深浦字大搦〇〇番、田 2,760 m<sup>2</sup>、計 5,916

m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字深浦〇〇番地（深浦西分）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、15 ページから 17 ページをご覧ください。

議案番号第 88 号。農地の借り受け希望でございます。

希望農地は、八平干拓、代行干拓地域、希望面積は 70 a の畑でございます。作付  
作目は、レンコン、米・キャベツ・麦です。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（六府方区）の〇〇氏です。

以上、議案第 82 号から議案第 88 号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 82 号から議案番号第 88 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 議案番号第 82 号から議案番号第 88 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 82 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 83 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 84 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 85 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 86 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 87 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 88 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 82 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 83 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 84 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 85 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 86 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 87 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 88 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、事務局担当者を確認します。議案番号第 82 号は○○、議案番号第 83 号は○○、議案番号第 84 号は○○、議案番号第 85 号と 86 号は○○、議案番号第 87 号は○○、議案番号第 88 号は○○といたしております。連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

---

＝ 議案番号第 89 号 ＝

議長 続きまして、7. 議案番号第 89 号「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について」を議題とします。議案番号第 89 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 89 号。

申出農地は、大字福田字四本楠○○番、畑 102 m<sup>2</sup>です。

農振農用地区域外、圃場整備地区外です。

申出者は、佐賀市若宮○丁目○番○号（佐賀市）○○氏です。

令和 3 年 4 月 14 日付けで白石町空き家・空き地バンク登録申請は受理されており、担当農業委員との現地確認を経て、白石町特例農地指定申出制度実施要領第 3 条の特例農地の指定基準を満たすものと考えられます。

議案の位置図は、19 ページから 20 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。  
説明につきましては、ただいま、事務局から詳しく説明があり、重複になりますけれど、説明をさせていただきたいと思います。

今回の申請の内容は、特例農地の申請という事で、農業委員 2 人が確認をするということになっております。

去る 4 月 26 日に農業委員として○番の○○委員及び事務局と現地確認を行いました。申し出された農地は、申出者が所有する空き家・空き地バンクに登録される住宅の南側に隣接している農地です。申出地は国道の周辺にあり、周りを住宅等に囲まれた圃場整備も実施されていない狭小な畑であり、将来、管理されなくなる可能性があるような農地であると思われます。このようなことから、特例農地の指定については、適当であるものと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 89 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 89 号は白石町特例農地の指定基準を満たすものとして当委員会承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 90 号＝

議長 続きまして、8. 議案番号第 90 号「農業委員会促進事務等活動計画（案）の承認について」を議題とします。議案番号第 90 号を事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 90 号、農業委員会促進事務等活動計画（案）の承認について説明いたします。

平成 21 年の法改正により、農業委員会の事務を適正に実施するため、農地等の利用最適化の推進状況など、農業委員会における事務の実施状況に関する情報について公表することとなっています。

まず、農業委員会の活動並びに活動計画に対する実績を取りまとめて、本日提案いたしております「農業委員会促進事務等活動計画（案）」を総会でご承認を受けましたあと、この（案）をホームページで次回総会前までの約1カ月間公表し、地域の農業者等からの意見及び要望等を募集することとなっています。

内容につきましては、まず、前半の1ページから8ページまでが令和2年度分の活動内容の点検・評価を記載いたしております。9ページから11ページまでが、令和3年度の目標と活動計画を記載いたしております。

先ほど申しあげましたように、約1カ月間の縦覧期間に出された意見等については、6月の総会で再度お諮りをいたしまして、農業委員会としての意見をとりまとめた後、正式な計画として決定していただくこととなります。

来月の6月総会にてご承認をいただく予定の「点検・評価及び活動計画等」は、あらためてホームページで公表するとともに、毎年6月末までに、県を通じて、国に報告することとなっておりますので、よろしくお祈いします。

繰り返しになりますが、5月総会で、案のご承認を受けた後、約1カ月間公表して、地域農業者からの意見を受けます。出された意見を反映した計画を6月総会で決定し、公表して、国へ報告することが、法で定められているということです。

2期目以上の委員さんにおかれましては、例年の事とご理解いただいていると思いますが、改選後、新しく委員となられた皆様には、毎年、5月と6月の総会において、本案件が議案として上程されるとのご認識とご理解をお願いいたします。

議長 　　ただいま、説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ありませんか。

委員 　　〇番の〇〇です。

9ページの農業委員会の現在の体制で、内訳を書いておりますが、中立委員で2名と書いてありますが、中立委員とは、どういう位置づけの方ですか。

事務局 　中立委員の位置づけとしましては、農業経営をされていらっしゃる農業委員さんが中立委員となっております。

議長 　　ほかにございませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第90号賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 　　ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第90号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。



議長            これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局        (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長            報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局        (事務局より業務連絡事項について説明)

1 第6回農業委員会総会の日時及び場所

議長            それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻      午前 10 時 00 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員